

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公表番号】特表2014-503592(P2014-503592A)

【公表日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2014-008

【出願番号】特願2013-551347(P2013-551347)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/465 (2006.01)

A 6 1 K 31/405 (2006.01)

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 K 31/522 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 P 25/06 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/465

A 6 1 K 31/405

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 31/522

A 6 1 K 9/08

A 6 1 P 25/06

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月8日(2014.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有効量のニコチン、トリプトファン、フェニルアラニン、チロシン及びカフェインを含有する活性成分を含む水溶液を含み、前記ニコチンを約0.222mg含有することを特徴とする、偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項2】

有効量のニコチン及びトリプトファンを含有する活性成分を含む水溶液を含み、水約2オンス(56.70g)中に前記ニコチンを約0.222mg、トリプトファンを約40mg、フェニルアラニンを約20mg、チロシンを約60mg、およびカフェインを約85mg含有することを特徴とする偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項3】

前記ニコチンは前記活性成分の約0.11重量%であることを特徴とする、請求項1に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項4】

前記トリプトファンは前記活性成分の15重量%~30重量%であることを特徴とする、請求項1に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項5】

前記フェニルアラニンは前記活性成分の5重量%~15重量%であることを特徴とする

、請求項 1 に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項 6】

前記チロシンは前記活性成分の 20 重量 % ~ 30 重量 % であることを特徴とする、請求項 1 に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項 7】

前記カフェインは前記活性成分の 35 重量 % ~ 50 重量 % であることを特徴とする、請求項 1 に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項 8】

偏頭痛の治療用の医薬製剤であって、ニコチン約 0.1 重量 % 、トリプトファン約 18.1 重量 % 、フェニルアラニン約 9.0 重量 % 、チロシン約 27.1 重量 % 、及びカフェイン約 38.4 重量 % を含有する活性成分を含む水溶液を含むことを特徴とする偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項 9】

更に少なくとも 1 つの非必須アミノ酸を含むことを特徴とする、請求項 8 に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。

【請求項 10】

非必須アミノ酸はセリン、アスパラギン酸及びグルタミン酸のうちの少なくともいずれか 1 つであることを特徴とする、請求項 9 に記載の前記偏頭痛の治療用の医薬製剤。